

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	躯体、基礎 軸組、鉄骨 部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上 主要な部分」については、所有者である甲が管理 すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必 要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていな いが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て乙が実施する。
工具器具備品	購 入			○	会館の管理運営上必要なものの購入であるため、 乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するもの は甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機 械装置、工具器具備品の改築 ・改造等		いわゆる 「模様替え」 等		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上 や効率的な管理運営のため、改築等した部分に ついての権利を将来にわたって主張しないこと が条件。
基本的考え方 ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額 100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外 は甲が実施する。 ※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品 の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。 ※3 工事に伴う成果物の所有権は、原則として甲に帰属する。成果物を乙の所有とする場合には あらかじめ甲、乙協議して定めるものとする。 ※4 購入した備品の所有権は、甲が支払う委託料を充てて購入したものは甲に帰属する。					

※ 表中の甲は埼玉県と、乙は指定管理者と読み替えるものとする。

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災
その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議す
る。